

# TSUBURAYA FIELDS HOLDINGS

## 第35回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 | 2023年6月21日(水曜日)  
| 13時(受付開始 12時15分)

場 所 | 東京都渋谷区桜丘町26番1号  
セルリアンタワー東急ホテル  
B 2 F ボールルーム

末尾の「株主総会会場ご案内図」を参照いただき、  
お間違えのないようお願い申し上げます。

決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役に対するストック  
オプションとしての新株  
予約権に関する報酬等の  
額および内容決定の件

株主総会に当日出席いただけない株主様

同封の議決権行使書のご返送またはインターネットにより  
議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からも  
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/2767/>



Provided by TAKARA Printing



郵 送



インターネット

2023年6月1日  
(電子提供措置の開始日 2023年5月30日)

株主各位

東京都渋谷区南平台町16番17号  
**円谷フィールズホールディングス株式会社**  
代表取締役社長 山本英俊  
グループ最高経営責任者

## 第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第35回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、下記の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.tsuburaya-fields.co.jp/ir/j/library/meeting/>



また、電子提供措置事項は、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。下記の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「円谷フィールズホールディングス」または「コード」に当社証券コード「2767」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬具

記

---

1. 日 時 2023年6月21日（水曜日）13時（受付開始 12時15分）

---

2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー東急ホテル B2F ボールルーム  
（末尾の『株主総会会場ご案内図』を参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。）

---

3. 目的事項

報告事項

1. 第35期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第35期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および内容決定の件
- 

4. 招集にあたっての決定事項等

議決権行使につきましては、後記の『議決権行使についてのご案内』をご参照ください。

---

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- 本株主総会招集ご通知および本株主総会に係る参考書類の英語訳は、当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）に掲載しております。
- 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

**当社ウェブサイト** <https://www.tsuburaya-fields.co.jp/ir/>

- 2022年9月1日施行の改正会社法により、電子提供制度が開始されましたが、制度が施行して間もないこともあり、当社の本定時株主総会等に係る株主総会資料は、一律に従前どおり書面でお送りいたします。なお、書面は議決権を有する全ての株主様にお送りしており、書面交付請求された株主様に交付する書面と同じものになります。
- その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）について  
以下の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、ご送付している書面には、記載しておりません。従いまして、当該書面は監査役および会計監査人がそれぞれ監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

■ 事業報告

- 1 当社グループの現況に関する事項
  - (2) 事業の経過およびその成果
  - (6) 対処すべき課題
  - (7) 重要な子会社等の状況および主要拠点等   ②当社および子会社等の主要拠点等
  - (8) 特定完全子会社に関する事項
  - (9) 主要な事業内容
  - (10) 従業員の状況
  - (11) 主要な借入先
- 2 株式に関する事項
  - (5) 会社の新株予約権等に関する事項
- 3 会社役員に関する事項
  - (2) 責任限定契約の内容の概要
  - (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- 4 会計監査人の状況
- 5 会社の体制および方針

■ 連結計算書類等

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

■ 監査報告書

以上

<株主の皆様へ>

新型コロナウイルス感染症対策に関する当社の本株主総会開催方針は、以下のとおりとさせていただきます。

1. 株主総会当日のご来場については、ご自身の体調や株主総会日時点での感染状況をふまえてご判断くださいますようお願い申し上げます。
2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大やその他災害等の不測の事態が発生した場合は、やむを得ずその他の議事進行に変更が生じる場合がございますので、予めご了承ください。
3. 体調がすぐれないとお見受けできる場合および咳などの症状がみられる場合は、ご入場をお断りする、あるいはご退場をいただく場合がございます。
4. 本株主総会の運営スタッフおよび出席役員等は、マスク着用で対応させていただく場合がございます。
5. 今後の状況変化に応じて上記の内容を更新させていただく場合がございます。更新情報等は当社ウェブサイト (<https://www.tsuburaya-fields.co.jp/ir/>) にてお伝えしてまいります。

上記につきまして、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類を検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 当日出席いただける場合

### 株主総会へ出席



### 株主総会開催日時

**2023年6月21日(水曜日) 13時**〔受付開始 12時15分〕

同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出ください。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合には限られます。なお、この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

## 当日出席いただけない場合

### 書面による議決権行使

#### 行使期限

**2023年6月20日(火曜日)**  
**18時到着分まで**



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。

※議案に対し賛否の表示がない場合は、賛成のご表示があったものとして取り扱わせていただきます。

### インターネットによるご行使

#### 行使期限

**2023年6月20日(火曜日)**  
**18時行使分まで**

パソコン、スマートフォンまたは  
タブレット端末から、  
**議決権行使ウェブサイト**

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご入力の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

**詳細につきましては次頁をご覧ください。**

### 「スマート行使」によるご行使

#### 行使期限

**2023年6月20日(火曜日)**  
**18時行使分まで**



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

**詳細につきましては次頁をご覧ください。**

## 重複して行使された議決権の取扱いについて

- 書面とインターネット(「スマート行使」を含む)等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む)等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット(「スマート行使」を含む)等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、  
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 **三井住友信託銀行株式会社 証券代行部**

議決権行使について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

## 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

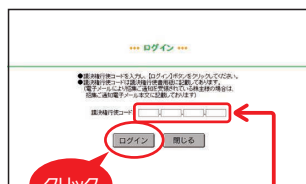
## インターネットによるご行使

### ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



### ② ログインする

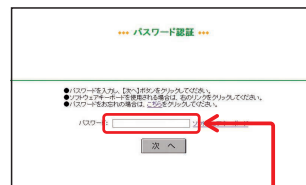


議決権行使コード

同封の議決権行使書  
用紙に記載の「議決権  
行使コード」をご入力  
ください。



### ③ パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書  
用紙に記載の「パス  
ワード」をご入力く  
ださい。



以降、画面の案内に従って賛否をご登録ください。

## 「スマート行使」によるご行使

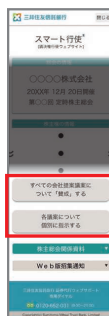
### ① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

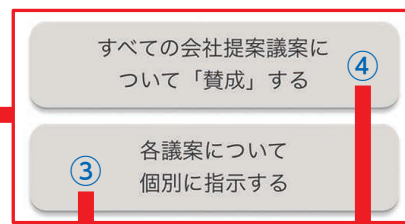


※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと  
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
議決権行使方法は2つあります。

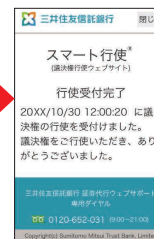


### ③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の  
賛否をご登録ください。

### ④ すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で  
問題なければ  
「この内容で  
行使する」  
ボタンを押して  
行使完了と  
なります。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」を入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

※ 議決権行使ウェブサイトを利用いただく際の接続料金および通信料金等は、株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトを利用いただけない場合があります。





# 株主総会参考書類

- 第1号議案 | 剰余金の処分の件
- 第2号議案 | 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および内容決定の件



## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値の向上を経営の重要課題と位置づけ、利益に応じた適正な配当を行うことを基本方針としております。

一方、市場環境の急激な変化に伴い、中長期的な視点で財務基盤の安定化を図り、収益拡大に向けた投資資金の確保を優先することが、将来的な企業価値向上も含めた最大の株主還元につながると判断しております。

期末配当につきまして、2023年2月13日付「配当予想の修正（増配）に関するお知らせ」にて、1株あたりの配当予想を60円（前期比40円増）と公表いたしました。

その後、2023年3月6日付「株式分割の実施に関するお知らせ」および「株式分割に伴う定款の一部変更・新株予約権の行使価額の調整及び配当予想の修正に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、2023年3月22日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしましたため、具体的な配当は、1株につき30円とさせていただきますと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1

##### 配当財産の種類

金銭

2

##### 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 30円

総額1,961,958,540円

3

##### 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月22日

## 第2号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および内容決定の件

### 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

現在の当社の取締役の報酬等の額は、2014年6月18日開催の当社第26回定時株主総会において、年額1,100百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）としてご承認をいただいております。

今般、上記報酬等の範囲内で、取締役に対しては、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、取締役に企業価値向上への貢献意欲を一層高めるためのインセンティブを与えるべく、社外取締役に対しては、豊富な経験を有する優秀な人材の確保のため、ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることができる新株予約権制度の導入をお願いするものであります。

なお、本議案に係る取締役の員数は15名（うち社外取締役5名）であります。

また、2020年6月17日開催の当社第32回定時株主総会においてご承認をいただきました、当社の取締役(社外取締役を除く)に対し、上記の取締役の報酬額の範囲内で譲渡制限付株式を付与することができる制度につきましては、本議案のご承認をいただけることを条件として、2023年3月期をもって廃止し、2024年3月期以降は新規での譲渡制限付株式の割当ては行わないことといたします。

当社といたしましては、本議案における報酬等の額、割り当てられる新株予約権の数その他の新株予約権の内容等は、上記の目的、当社の取締役等の報酬体系に関する考え方、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されたものであること、本件ストックオプションは、下記2に定める各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限となる本件ストックオプションの行使により交付される株式の発行済株式総数に占める割合は0.17%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の新株予約権を割り当て、その全てが行使された場合に交付される株式の発行済株式総数に占める割合は1.7%程度）と希釈化は軽微であることから、相当であると考えております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

### 当社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の内容および数の上限

#### 1. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）の上限は116,000株（うち社外取締役は5,200株）とする。ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割または株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための当社取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付

与株式数を合理的に調整することができる。

## 2.新株予約権の総数

取締役に対して割り当てる新株予約権の総数1,160個（うち社外取締役は52個）を、各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

## 3.新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

## 4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）とする。

なお、割当日以降、当社が、当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）または他の種類株式の普通株主への無償割当てもしくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

## 5.新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から10年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

## 6.譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

## 7.新株予約権の行使の条件

- （1）新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社（本項において、関係会社とは、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」に定める関係会社をいう）の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が当社または当社関係会社の役員を任期満了により退任した場合、新株予約権者が定年または会社都合により当社または当社関係会社の従業員の地位を喪失した場合、および当社が正当な理由があると認めた場合を除く。
- （2）新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- （3）その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

## 8.新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会の決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 9.新株予約権割当契約の締結

新株予約権の割当ては、新株予約権者が、当社との間で、上記1乃至8に定める内容を含む新株予約権割当契約を締結していることを条件とする。

以上



# 事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

- 1 当社グループの現況に関する事項
- 2 株式に関する事項
- 3 会社役員に関する事項
- 4 会計監査人の状況
- 5 会社の体制および方針

## 1 当社グループの現況に関する事項

### (1) 損益および財産の状況の推移

当社グループの損益および財産の状況の推移

項目	期別	第32期	第33期	第34期	第35期
		(2020年3月期)	(2021年3月期)	(2022年3月期)	(当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高	(百万円)	66,587	38,796	94,900	117,125
営業利益または営業損失 (△)	(百万円)	713	△2,241	3,444	10,950
経常利益または経常損失 (△)	(百万円)	939	△2,032	3,634	11,218
親会社株主に帰属する当期純利益 または親会社株主に帰属する当期 純損失 (△)	(百万円)	490	△3,452	2,471	8,221
1株当たり当期純利益または 当期純損失 (△)		7円39銭	△52円89銭	38円21銭	126円70銭
総資産	(百万円)	64,317	52,370	70,001	80,893
純資産	(百万円)	34,279	30,443	31,551	41,817
1株当たり純資産		509円31銭	460円90銭	469円71銭	598円18銭
ROE	(%)	1.44	△10.86	8.21	23.66
ROA	(%)	1.43	△3.48	5.94	14.87
自己資本比率	(%)	52.55	56.91	43.39	48.36
フリー・キャッシュ・フロー	(百万円)	△1,550	2,619	6,394	4,919

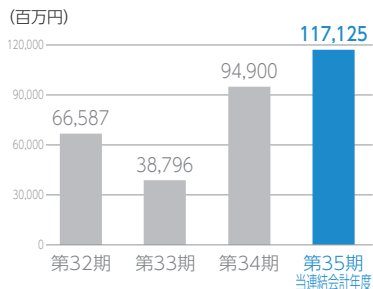
(注) 1. 第34期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第34期以降の損益および財産の状況の推移については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

2. 2023年3月22日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益または当期純損失(△)、1株当たり純資産を算定しております。

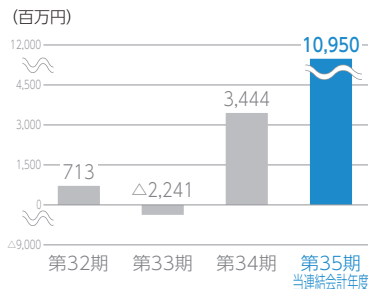


## (ご参考) 連結財務ハイライト

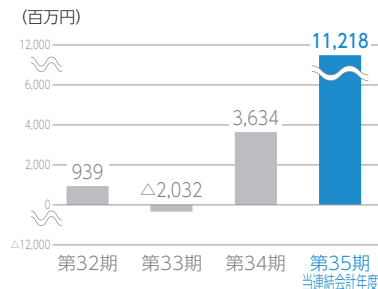
### ■ 売上高



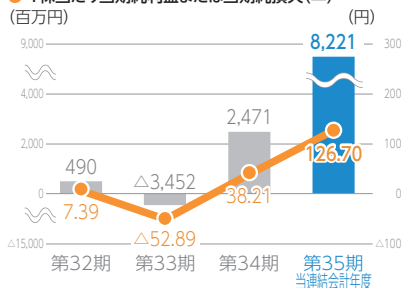
### ■ 営業利益または営業損失(△)



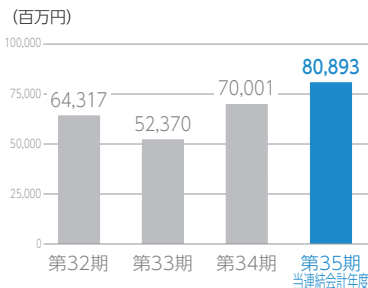
### ■ 経常利益または経常損失(△)



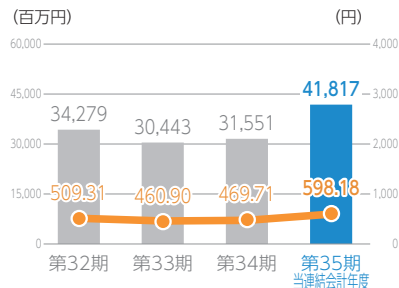
- 親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失(△)
- 1株当たり当期純利益または当期純損失(△)



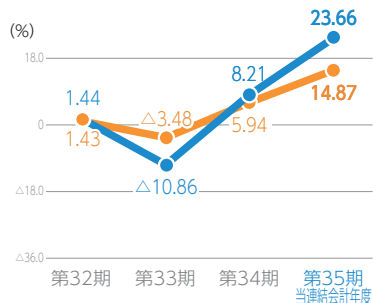
### ■ 総資産



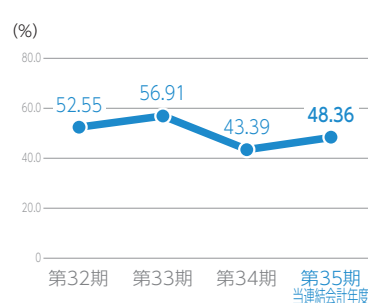
### ■ 純資産 ● 1株当たり純資産



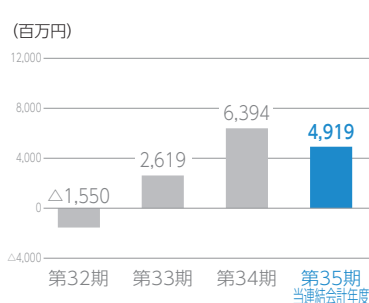
### ● ROE ● ROA



### ● 自己資本比率



### ■ フリー・キャッシュ・フロー



## (2) 事業の経過およびその成果

ウクライナ情勢の長期化により国内経済の先行きに対する不透明感が残るものの、ウィズコロナへの政策転換により社会経済活動は徐々にコロナ前の水準に戻りつつあります。コロナ禍で我慢を強いられた人々が余暇の重要性を再認識する中で、当社が果たすべき役割も、その重要性を増しています。

当社は、当社の経営理念である「すべての人に最高の余暇を」の実現のために、従来のパチンコファン以外にも多くの方々を幸せにしたいと願い、グローバルコンテンツビジネスの展開を悲願としておりました。2003年3月のJASDAQ市場上場を機にコンテンツビジネスに進出し、翌年の公募増資により、多数のコンテンツの取得や、2005年にはゲーム会社株式会社ディースリー・パブリッシャーの株式を取得し米国に進出、2010年には株式会社円谷プロダクション、株式会社デジタル・フロンティアを子会社化するとともに、2011年には小学館グループとの協業によりコミック誌『月刊ヒーローズ』を創刊するなど、上場来、グローバルコンテンツビジネス推進に必要な様々なナレッジとノウハウを蓄積してまいりました。

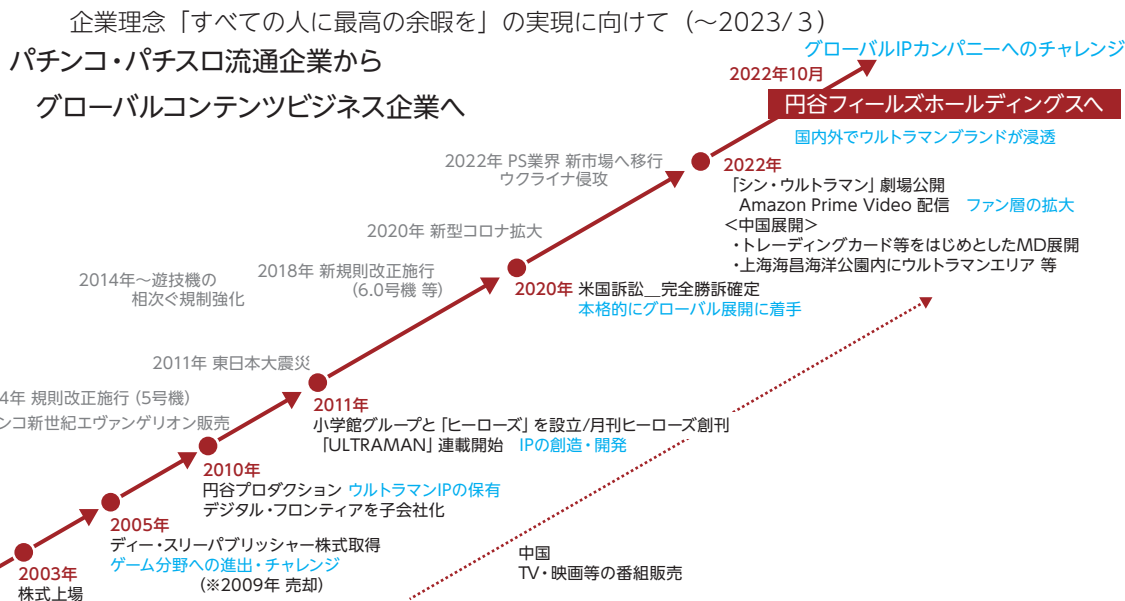
株式会社円谷プロダクションでは、「ウルトラマン」の海外利用権での訴訟を抱えており、海外展開に大きな制約がありました。そのため、訴訟問題の解決に取り組む一方で、海外展開に向けて優秀な人材の確保や体制整備、また中国・ASEAN地域でのウルトラマン関連作品の露出によるブランドの浸透など、着々と準備を進めてまいりました。2020年3月に当該訴訟で勝訴が確定したことにより、グローバル展開は急速に拡大いたしました。特に、既に高い好感度を構築済みであった中国市場においては、トレーディングカードを中心としたウルトラマングッズの広範な販売網の構築に加え、2022年7月には上海海昌海洋公園内にウルトラマンエリアがオープンするなど、中国市場におけるウルトラマンブランドの浸透に成功いたしました。国内でも、2022年5月に劇場公開した映画『シン・ウルトラマン』は、作品性への高い評価が幅広い年代層の新たなファン拡大につながり、ウルトラマンブランドの浸透に寄与いたしました。

当期において、当社の悲願であったグローバルコンテンツビジネスが軌道に乗り始めました。これを機に持株会社化し、グローバルコンテンツビジネスを展開するに相応しい名称である「円谷フィールズホールディングス」に改称いたしました。

PS市場では、メーカー各社の開発努力やホールの経営努力の結果、新規則に対応した遊技機がユーザーに受け入れられ、当期には市場拡大に向けた明るい兆しが見え始めました。この10年近くに亘り、相次ぐ規則改正やコロナ禍の影響からメーカー数は減少し、ホールの大型化が進みホール数は減少しております。これにより、市場全体の競争環境が適正化されるとともに、今後は大きな規則改正の実施が想定されないことから、市場は安定的に推移していくことが予想されます。

パチンコ業界は、1970年代に手打ち式から電動式への大変革を経験しておりますが、扱いやすい機種種の登場により、玄人中心だったユーザーは、女性やお年寄りまでそのすそ野が拡大いたしました。2022年に登場したスマート遊技機は、ゲーム性が高く、玉やメダルが無いため遊技環境の改善につながる、電動式以来の産業革命に匹敵する新時代の遊技機であり、潜在的なユーザー層の獲得につながることを予想されます。

21世紀の成熟した社会に暮らす人々に、より上質な余暇を提供していくことは当社グループの社会的使命であります。時代とともに変化する人々の余暇ニーズを的確に捉えながら、持株会社体制のもと成長領域に積極的に経営資源を投下して事業創造に取り組み、次世代のエンタテインメントの創出に挑戦し続けてまいります。



当連結会計年度における業績は下記のとおりです。

### コンテンツ&デジタル事業セグメント

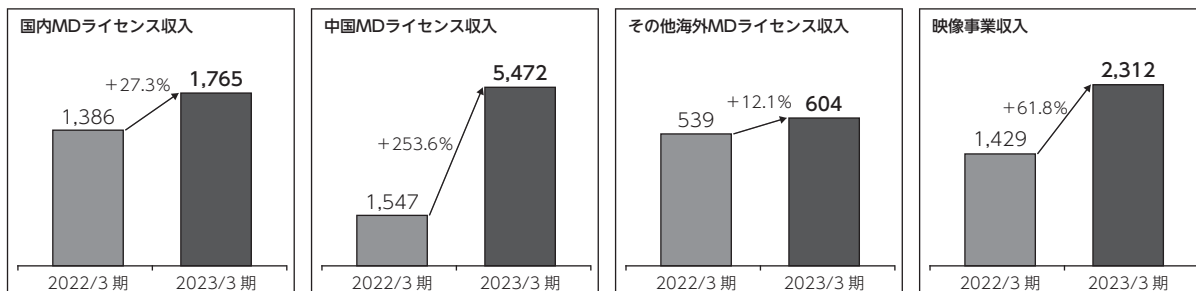
成長力のダイナミックな推進を担う株式会社円谷プロダクションに関しては、中国での人気を背景にウルトラマン関連の低価格帯商品の販売が急伸び、中国からのライセンス収入が大きく伸びました。

日本国内においては、2022年5月に劇場公開された映画『シン・ウルトラマン』は、11月にはAmazon Prime Videoで独占配信が開始されるなど、通期を通じて新たなファン層の獲得に貢献いたしました。夏・冬休みに開催した各『ウルトラヒーローズEXPO』の来場者は昨年を大きく上回り、また2023年2月には映画『ウルトラマンデッカー最終章 旅立ちの彼方へ…』の公開効果もあり、ウルトラマングッズの販売は好調に推移いたしました。

加えて、3月に映画『グリッドマン ユニバース』が公開された効果もあり、オウンドメディアであるTSUBURAYA IMAGINATIONの登録者数は大きく増加いたしました。

株式会社円谷プロダクションの事業収入の推移

(単位：百万円)



この結果、コンテンツ&デジタル事業セグメントにおける業績は、売上高14,532百万円（前期比59.6%増）、営業利益4,378百万円（同198.8%増）となりました。

PS事業セグメント

スマート遊技機の登場は遊技機業界にとっての産業革命であり、新規ユーザー獲得のチャンスと捉えております。2022年11月に導入されたスマートパチスロは依然好調であり、2023年4月以降に導入されるスマートパチンコへの期待も大きく、当業界は安定的な成長期を迎えつつあります。

収益力の中核を担うフィールズ株式会社は、当連結会計年度において、パチンコ7機種、パチスロ6機種、合計21.9万台を販売いたしました。年度通じて業界最大の販売台数となった『Pゴジラ対エヴァンゲリオン ～G細胞覚醒～』を筆頭に、数々のヒット商品販売することができました。また、『パチスロ犬夜叉』を始めとした利益率の高いプライベートブランドが好調で、業績に寄与いたしました。

この結果、PS事業セグメントにおける業績は、売上高100,808百万円（前期比20.4%増）、営業利益7,714百万円（同340.7%増）となりました。

その他セグメント

その他事業は堅調に推移した結果、業績は売上高2,305百万円、営業利益75百万円となりました。

以上の事業活動の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高117,125百万円（前期比23.4%増）、営業利益10,950万円（同217.9%増）、経常利益11,218百万円（同208.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は税効果会計に基づく法人税等調整額（859百万円）の計上もあり8,221百万円（同232.7%増）となりました。

- (注) 1. 本招集ご通知に記載の数値は各社・各団体の公表値または当社推計によるものです。  
 2. 本招集ご通知に記載の商品名は各社の商標または登録商標です。

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は969百万円であり、その主な内容は事業用資産の取得費用でありません。

### (4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (5) 新設分割の状況

当社は、2022年5月18日開催の取締役会および2022年6月22日開催の第34回定時株主総会で承認されましたとおり、2022年10月3日付で新設分割により持株会社体制へ移行いたしました。

なお、当社は「円谷フィールズホールディングス株式会社」に商号変更を行い、遊技機事業は、新設した「フィールズ株式会社」に承継いたしました。

## (6) 対処すべき課題

下記の取り組みを通じて、グループ企業価値の最大化を図ってまいります。

### コンテンツ&デジタル事業セグメント

グローバルで株式会社円谷プロダクションのブランドを確立し、持続的な成長を目指すために、まずは中国・ASEANにおいて確固たるウルトラマンブランドを確立すべく、具体的に以下の施策に取り組んでまいります。

中国では、10年超に亘り映像作品の露出を継続してきた結果、ウルトラマンは幅広い年代に受け入れられ、当社が行った調査でも、その好感度・認知度は他のIPを大きく凌駕しております。圧倒的な集客力を誇る上海海昌海洋公園内のウルトラマンエリアに続き、2023年5月には大連の海昌発現王国内にもウルトラマンエリアがオープン、さらに複数のテーマパークでもウルトラマンエリアの開設が予定されております。ウルトラマン人気を背景に、トレーディングカードは引き続き成長を見込むとともに、中国全土に構築された広範な流通網を活用し、玩具以外の商品の拡大にも取り組んでまいります。中国は日本と比べ人口は11倍以上、国土は25倍、GDPは4倍を超える巨大な市場です。中国市場の開拓はまだ緒についたばかりであり、さらなる市場開拓に取り組んでまいります。

ウルトラマンブランドは、他ASEAN諸国にも浸透し始めています。中でも、インドネシア、マレーシアおよびタイ王国ではウルトラマンの認知度が高いため、中国で成功したビジネスモデルを横展開してまいります。現地企業等と協力して、トレーディングカードや新たな商材を製造・開発するとともに、広範な販売網を構築してまいります。年度内にはASEANをカバーする拠点をシンガポールに設立し、上記3カ国にも順次拠点を設ける予定です。

2023年7月にスタートするテレビ番組『ウルトラマンブレイザー』は、中国・ASEAN地域で吹替版によりサイマル配信される初の映像作品となります。

日本国内では、2023年5月より『ULTRAMAN』FinalシーズンがNetflixで世界独占配信されます。2023年初夏には、西武園ゆうえんちでライド・アトラクション『ウルトラマン・ザ・ライド』がオープンする予定です。インバウンド市場も見込みながら、その他テーマパークでのウルトラマン関連アトラクションやウルトラマンショーの開催も検討してまいります。このような施策を通じて日本国内においてもウルトラマンの露出を高めることで、ファン層をさらに拡大してまいります。

北米については、Netflix制作のウルトラマンのアニメ映画が2024年に世界同時配信される予定ですが、公開に先立ち、米国ロサンゼルスに子会社を設立し、より具体的な取り組みを進めてまいります。

また、並行して株式会社円谷プロダクション保有の既存IPの活用や時代に沿った新規IPの創造にも注力してまいります。

海外展開やIP創造による成長戦略を確実に遂行していくため、2023年5月に「新卒・キャリア採用説明会」を開催するなど、今後も優秀な人材を積極的に採用してまいります。

### PS事業セグメント

来期のパチンコ業界は、スマートパチスロのニーズが引き続き強く、市場をけん引していくものと予想されております。また、スマートパチンコは市場投入がスマートパチスロより遅れましたが、年度の後半から本格的に市場に浸透していくものと想定しております。

フィールズ株式会社は、パチンコ、パチスロを月に各1機種、年間各12機種を販売できる体制の構



築を進めておりますが、業界内では部材調達に関してまだ若干の不透明感もあり、来期についてはメイン機種として年間パチンコ7機種、パチスロ9機種、合計26万台の販売を計画しております。引き続き、魅力的な商品を投入していくことで、パチンコホールやファンの皆様のご期待に応えてまいります。

- (注) 1. 本招集ご通知に記載の数値は全て当社推計によるものです。  
2. 本招集ご通知に記載の商品名は各社の商標または登録商標です。

## (7) 重要な子会社等の状況および主要拠点等

## ①重要な子会社および関連会社の状況

事業名		会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容	所在地
コンテンツ&デジタル事業		株式会社デジタル・フロンティア	31	100	コンピュータ・グラフィックスの企画・制作等	東京都 渋谷区
		株式会社円谷プロダクション	310	51.00	映画、テレビ番組の企画・製作 キャラクター商品の企画・製作・販売	東京都 渋谷区
P S 事業	統括 流通	フィールズ株式会社	100	100	遊技機の企画・開発・販売	東京都 渋谷区
	開発	株式会社BOOOM	10	100 (100)	遊技機の企画・開発	東京都 渋谷区
		株式会社マイクロキャビン	10	100 (100)	遊技機用ソフトウェアの企画・開発	三重県 四日市市
	製造	株式会社セプテック	10	100 (100)	遊技機に係る部品の調達・製造・物流管理	東京都 渋谷区
		株式会社クロスアルファ	10	100 (100)	遊技機の開発・製造	東京都 渋谷区
		株式会社スパイキー	100	100 (100)	遊技機の開発・製造	東京都 渋谷区
		新日テクノロジー株式会社	10	100 (100)	遊技機の開発・製造	東京都 渋谷区
		株式会社エフ	5	100 (100)	遊技機の開発・製造	東京都 渋谷区
		株式会社七匠	40	83.33 (83.33)	遊技機の開発・製造	東京都 渋谷区
	ホール 支援	株式会社フューチャースコープ	60	100 (100)	インターネットを利用した各種情報提供サービス	東京都 渋谷区
		フィールズジュニア株式会社	10	100 (100)	遊技機のメンテナンス等	東京都 渋谷区
		株式会社ルーセント	10	99.89 (99.89)	不動産の賃貸・管理・売買・資産運用	東京都 渋谷区
		ぱちんこパチスロ情報ステーション 株式会社	10	70.00 (70.00)	情報配信サービスの運営	東京都 渋谷区
		株式会社総合メディア	10	35.00 (35.00)	セールスプロモーションに関する企画・制作	東京都 渋谷区
	その他	トータル・ワークアウトプレミアム マネジメント株式会社	5	100	フィットネスクラブの経営・運営	東京都 渋谷区
株式会社エスピーオー		100	31.81	映画館の運営 劇場用映画・テレビドラマ等権利の輸出入・販売 メディアサービスの企画・開発・運営	東京都 中央区	

- (注) 1. 当社の議決権比率の( )内は、間接所有割合を内書きで記載しております。  
2. 当事業年度末日時点において、フィールズ株式会社は特定完全子会社に該当しております。

## ②当社および子会社等の主要拠点等

事業所	所在地
当社	東京都渋谷区
株式会社円谷プロダクション	東京都渋谷区
株式会社デジタル・フロンティア	東京都渋谷区
お台場パフォーマンス キャプチャスタジオ	東京都江東区
フィールズ株式会社	東京都渋谷区
北海道・東北支社	宮城県仙台市
札幌支店	北海道札幌市
仙台支店	宮城県仙台市
青森支店	青森県青森市
盛岡支店	岩手県盛岡市
東京・北関東支社	東京都渋谷区
東京支店	東京都渋谷区
高崎支店	群馬県高崎市
新潟支店	新潟県新潟市
西東京支店	東京都八王子市
千葉支店	千葉県千葉市
さいたま支店	埼玉県さいたま市
横浜支店	神奈川県横浜市
つくば支店	茨城県つくば市
名古屋支社	愛知県名古屋市
名古屋支店	愛知県名古屋市
三重支店	三重県四日市市
静岡支店	静岡県静岡市
金沢支店	石川県金沢市
大阪支社	大阪府大阪市
大阪支店	大阪府大阪市
京都支店	京都府京都市
神戸支店	兵庫県神戸市
中・四国支社	広島県広島市
広島支店	広島県広島市
山口支店	山口県山口市
松山支店	愛媛県松山市
九州支社	福岡県福岡市
福岡支店	福岡県福岡市
佐賀支店	佐賀県佐賀市
熊本支店	熊本県熊本市
鹿児島支店	鹿児島県鹿児島市

(注) 上記主要拠点のほか、フィールズ株式会社のショールームを全国9カ所（秋田、郡山、宇都宮、長野、上野、高松、岡山、大分、宮崎）に設置しております。

事業所	所在地
株式会社クロスアルファ	東京都渋谷区
美瀬事業所	千葉県印西市
新日テクノロジー株式会社	東京都渋谷区
みどり台事業所	千葉県印西市
株式会社エフ	東京都渋谷区
みどり台事業所	千葉県印西市
株式会社七匠	東京都渋谷区
印西事業所	千葉県印西市
北名古屋事務所	愛知県北名古屋市
株式会社スパイキー	東京都渋谷区
栃木事業所	栃木県日光市
トータル・ワークアウトプレミアム マネジメント株式会社	東京都渋谷区
渋谷店	東京都渋谷区
六本木ヒルズ店	東京都港区

## (8) 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
フィールズ株式会社	東京都渋谷区	20,000百万円	55,717百万円

## (9) 主要な事業内容

グループ経営・事業活動の管理等

## (10) 従業員の状況

### ①当社グループの従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,259名〔351名〕	66名増

(注) 従業員数は就業人員数(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、臨時雇用者数(パート、アルバイト、嘱託、契約社員を含み、派遣社員を除く)は年間の平均人員を〔〕外数で記載しております。

### ②当社の従業員数

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
104名〔8名〕	43歳5ヶ月	12年3ヶ月

(注) 1. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(パート、アルバイト、嘱託、契約社員を含み、派遣社員を除く)は年間の平均人員を〔〕外数で記載しております。  
2. 当事業年度末において、当社の従業員数は前事業年度末から401名減少し、104名となっています。これは主に2022年10月3日付けで持株会社体制へ移行し、遊技機の企画開発および販売事業(付帯する事業を含む)をフィールズ株式会社に承継したことにより減少したものです。

## (11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	7,050百万円
株式会社三井住友銀行をエージェントとするシンジケートローン(計2行)	2,132百万円

## 2 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 277,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 69,400,000株 (自己株式4,001,382株を含む)
- (3) 株主数 13,205名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
山本 英俊	17,750,000	27.14
山本 剛史	7,225,600	11.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,004,800	9.18
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,691,300	5.64
有限会社ミント	3,200,000	4.89
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	2,552,303	3.90
栢森 秀行	2,081,800	3.18
株式会社 S B I 証券	1,182,499	1.81
M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S	1,063,292	1.63
S M B C 日興証券株式会社	829,100	1.27

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) および株式会社日本カストディ銀行 (信託口) の所有株式は、全て信託業務に係る株式数です。
2. 当社は、自己株式4,001,382株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
4. 2023年3月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、フィデリティ投信株式会社が2023年3月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
大量保有報告書 (変更報告書) の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区六本木七丁目7番7号	1,790,200	5.16

## (5) 会社の新株予約権等に関する事項

### ①当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権の内容の概要

名称	円谷フィールズホールディングス株式会社 新株予約権
発行決議の日	2022年11月25日
保有している者の人数	当社の取締役 3名
新株予約権の総数	135個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 27,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100,700円 (1株当たり503.5円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり251,000円 (1株当たり1,255円)
新株予約権の行使期間	2024年11月26日～2032年11月25日
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社(本項において、関係会社とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社をいう)の役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の役員を任期満了により退任した場合、新株予約権者が定年又は会社都合により当社又は当社関係会社の従業員の地位を喪失した場合、及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く。</p> <p>(2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。</p>

- (注) 1. 2023年3月6日開催の取締役会で承認されましたとおり、2023年3月22日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割をいたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が13,500株から27,000株に変更になっております。
2. 本新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と本新株予約権の払込債務とを相殺するものとしております。
3. 当社の取締役3名については、子会社の取締役としてのみ報酬を受領しているため、2022年12月12日付「ストックオプション(新株予約権)の内容確定に関するお知らせ」においては子会社の取締役の人数に含めておりましたが、上記においては当社の取締役として独立した記載をしております。



②当事業年度中に当社の使用人、子会社の役員および使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	円谷フィールズホールディングス株式会社 新株予約権
発行決議の日	2022年11月25日
交付された者の人数	当社の従業員 60名 当社子会社の取締役ならびに執行役員 19名 当社子会社の従業員 566名
新株予約権の総数	2,517個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 503,400株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100,700円 (1株当たり503.5円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり251,000円 (1株当たり1,255円)
新株予約権の行使期間	2024年11月26日～2032年11月25日
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社(本項において、関係会社とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社をいう)の役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の役員を任期満了により退任した場合、新株予約権者が定年又は会社都合により当社又は当社関係会社の従業員の地位を喪失した場合、及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く。 (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

- (注) 1. 2023年3月6日開催の取締役会で承認されましたとおり、2023年3月22日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割をいたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が251,700株から503,400株に変更になっております。
2. 本新株予約権の割当てを受ける当社の従業員は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と本新株予約権の払込債務とを相殺するものとしております。
3. 本新株予約権の割当てを受ける子会社の取締役ならびに執行役員および従業員は、金銭による払込みに代えて、子会社の職務を通じて当社に対して役務を提供し、その対価として支給する報酬債権と本新株予約権の払込債務とを相殺するものとしております。

## (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年3月6日開催の取締役会で承認されましたとおり、以下の内容にて、株式分割を実施いたしました。

### ①株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるとともに、株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

### ②分割の方法

2023年3月21日（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2023年3月20日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様が所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

### ③配当について

今回の株式分割は、2023年3月22日を効力発生日としておりますので、2023年3月31日を基準日とする2023年3月期の配当金は、株式分割後の株式数が対象となります。

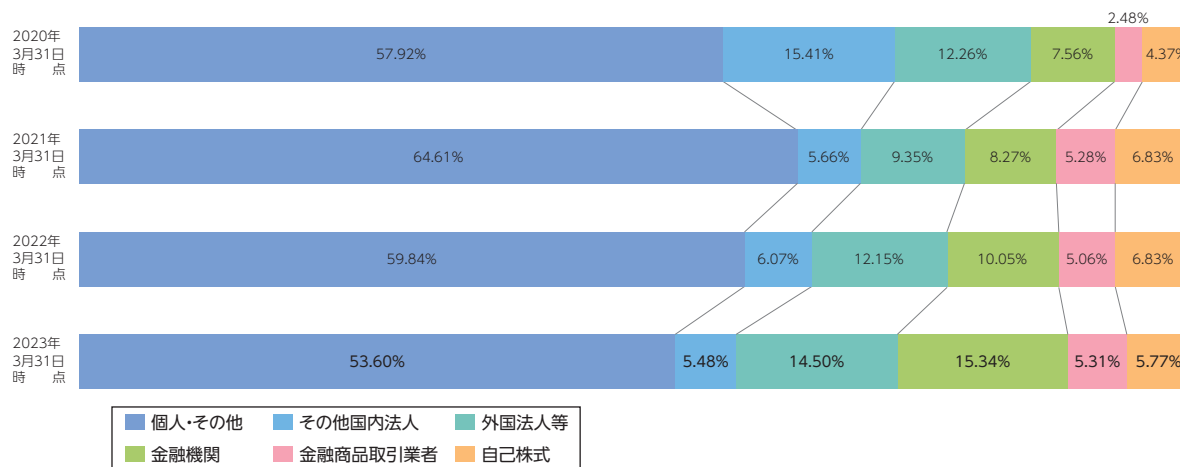
### ④発行可能株式総数

277,600,000株(138,800,000株増加しております。)

### ⑤発行済株式総数

69,400,000株(34,700,000株増加しております。)

## (ご参考) 所有者別株式分布状況



### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	出席回数 (出席率)	重要な兼職の状況
山本 英俊	代表取締役社長 グループ最高経営責任者	取締役会 8回／8回 (100%)	フィールズ株式会社取締役会長 株式会社B O O O M取締役会長 トータル・ワークアウトプレミアムマネジメント株式会社代表取締役社長 株式会社ほぼ日取締役（社外）
塚越 隆行	専務取締役	取締役会 6回／7回 (85.71%)	株式会社円谷プロダクション代表取締役会長兼CEO 株式会社ほぼ日取締役（社外）
小澤 謙一	取締役 グループ財務責任者	取締役会 8回／8回 (100%)	株式会社エスピーオー取締役 フィールズ株式会社監査役 株式会社円谷プロダクション監査役 株式会社デジタル・フロンティア監査役
山本 剛史	取締役 グループ経営企画担当	取締役会 7回／7回 (100%)	フィールズ株式会社専務取締役
吉田 永	取締役	取締役会 8回／8回 (100%)	フィールズ株式会社代表取締役社長 株式会社フューチャースコープ取締役 株式会社総合メディア取締役
吉田 賢吉	取締役	取締役会 7回／8回 (87.50%)	フィールズ株式会社代表取締役副社長 株式会社B O O O M代表取締役社長
永竹 正幸	取締役	取締役会 7回／7回 (100%)	株式会社円谷プロダクション代表取締役社長兼COO
豊嶋 勇作	取締役	取締役会 7回／7回 (100%)	株式会社デジタル・フロンティア代表取締役社長兼COO 株式会社GEMBA取締役 集拓聖域股分有限公司董事

氏名	地位および担当	出席回数 (出席率)	重要な兼職の状況
山中 裕之	取締役	取締役会 8回/8回 (100%)	フィールズ株式会社常務取締役 株式会社ルーセント代表取締役 株式会社B O O O M監査役
アールフット 依子	取締役 女性	取締役会 8回/8回 (100%)	株式会社ポツテガ・ティグレ代表取締役
糸井 重里	取締役 社外 独立役員	取締役会 8回/8回 (100%)	株式会社ほぼ日代表取締役社長
白井 勝也	取締役 社外 独立役員	取締役会 7回/7回 (100%)	株式会社ヒーローズ代表取締役社長
小森 哲郎	取締役 社外 独立役員	取締役会 7回/7回 (100%)	株式会社巴川製紙所社外取締役(監査等委員長) 株式会社ファイントゥデイ・ホールディングス代表取締役CEO 株式会社ファイントゥデイ代表取締役社長兼CEO
前田 圭一	取締役 社外 独立役員	取締役会 7回/7回 (100%)	株式会社学芸会代表取締役社長
金 高恩	取締役 社外 独立役員 女性	取締役会 5回/7回 (71.43%)	日本投資株式会社取締役 株式会社タイミー執行役員

氏名	地位および担当	出席回数 (出席率)	重要な兼職の状況
池澤 憲一	常勤監査役 社外 独立役員	取締役会 8回／8回 (100%)	—
		監査役会 11回／11回 (100%)	
古田 善香	監査役 社外 独立役員	取締役会 8回／8回 (100%)	古田善香税理士事務所所長
		監査役会 11回／11回 (100%)	
栗原 正和	監査役	取締役会 8回／8回 (100%)	株式会社K & パートナーズ代表取締役社長
		監査役会 11回／11回 (100%)	

- (注) 1. 取締役糸井重里、白井勝也、小森哲郎、前田圭一および金高恩の各氏は、会社法に定める社外取締役であります。
2. 監査役池澤憲一および古田善香の両氏は、会社法に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役糸井重里、白井勝也、小森哲郎、前田圭一および金高恩ならびに監査役池澤憲一および古田善香の各氏を、当社が定める独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。
4. 監査役池澤憲一氏は、長年にわたり経理・財務業務に携わり、その経歴を通じて培われた知識や見識などを活かしたグループ内部統制に関する十分な見識を有しております。
5. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。  
2022年6月22日開催の第34回定時株主総会において、新たに取締役として塚越隆行、山本剛史、永竹正幸、豊嶋勇作、白井勝也、小森哲郎、前田圭一および金高恩の各氏が選任され、就任いたしました。
6. 取締役吉田賢吉氏は、本株主総会終結の時をもって、辞任により退任する予定です。
7. 当事業年度における取締役会の開催回数は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参集することを極力減らしたことにより減少しております。なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。  
一方で、常勤取締役で構成される経営会議の開催回数を増やすことで経営体制の強化を図るとともに、社外取締役や各監査役に対して、当社の経営状況やそれに関わる情報の共有を随時行っております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれの契約も金3百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用等を填補するものであります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意または犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は保険金支払いの対象外としております。



#### (4) 取締役および監査役の報酬等

取締役の報酬のうち金銭報酬（固定報酬）は、原則、毎年6月を改定時期とし、決定した報酬を12等分して毎月支給しております。このほか、金銭報酬である業績連動報酬として賞与を、非金銭報酬として事前交付型の譲渡制限付株式報酬制度（株式報酬）を採用しております。

##### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役の報酬は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上目標に対しての成果および株主利益を考慮した報酬体系とし、個別の報酬等の額は同業他社や経済・社会情勢等を踏まえ、担当職務や役割、各期の業績、貢献度、職責等を総合的に勘案して相応しいものとするを方針としております。具体的には、毎月一定の金銭を支払う固定報酬、短期の業績と連動して金銭を支払う賞与、中長期的な業績向上および企業価値の持続的な向上意欲を高める株式報酬で構成されております。

また、決定方針については、取締役の協議を経て、取締役会の決議をもって決定しております。

なお、取締役に対する退職慰労金制度は設けておりません。

##### ②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2014年6月18日開催の当社第26回定時株主総会において、年額1,100百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は12名（うち社外取締役1名）です。

また、2020年6月17日開催の当社第32回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に係る報酬総額は、前述の取締役の報酬額の範囲内、株式数の上限を年314,500株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時に譲渡制限付株式に係る報酬の付与対象となる取締役の員数は5名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2005年6月29日開催の当社第17回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名です。

##### ③業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として、取締役に対して、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標に連結営業利益を掲げ、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として支給することとしております。業績指標に営業利益を選定している理由は、企業の営業活動による成果を示すもので、経営者の経営力が一番問われる利益と考えるためです。なお、当事業年度を含む連結営業利益の推移は、「1.（1）損益および財産の状況の推移」に記載のとおりです。

## ④非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等として、2020年6月17日開催の当社第32回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）が中長期的な業績向上および企業価値の持続的な向上への貢献意欲を従来以上に高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的に、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式を割り当てる譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されております。

譲渡制限付株式は、付与対象取締役の職責に応じて交付する株式数を当社取締役会で決定し、当社と付与対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結したうえで、交付いたします。

## ⑤取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長山本英俊が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、取締役の固定報酬および賞与の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績や役割、貢献度等を俯瞰して評価するにあたり、同氏は全体を統制する立場にあり、最も適しているためであります。また、同氏が同業他社や経済・社会情勢等を踏まえ、担当職務や役割、各期の業績、貢献度、職責等を適切に評価したうえで取締役の個人別の報酬額が決定されております。その決定に際しては、担当取締役が作成した原案を基に取締役で協議する場に諮問し、答申を得たうえで、代表取締役が具体的内容を決定しなければならないものとしており、具体的内容の最終化にあたっては、担当取締役が答申に沿う内容であるか整合性を確認しております。なお、取締役会は決定内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

## ⑥取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	245 (35)	214 (35)	31 (-)	- (-)	13 (6)
監査役 (うち社外監査役)	14 (10)	14 (10)	- (-)	- (-)	3 (2)

(注) 1. 上記、取締役の支給人員には、無報酬の取締役3名は含まれておりません。

2. 当事業年度中に社外取締役から取締役に異動した1名については、社外取締役在任期間分は社外取締役として、取締役在任期間分は取締役として記載しています。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	糸井 重里	株式会社ほぼ日	代表取締役社長	当社と株式会社ほぼ日との間に重要な取引その他の関係はありません。
	白井 勝也	株式会社ヒーローズ	代表取締役社長	当社と株式会社ヒーローズとの間に重要な取引その他の関係はありません。
	小森 哲郎	株式会社ファイントウデイ・ホールディングス	代表取締役CEO	当社と株式会社ファイントウデイ・ホールディングスとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社ファイントウデイ	代表取締役社長兼CEO	当社と株式会社ファイントウデイとの間に重要な取引その他の関係はありません。
	前田 圭一	株式会社学芸会	代表取締役社長	当社と株式会社学芸会との間に重要な取引その他の関係はありません。
	金 高恩	日本投資株式会社	取締役	当社と日本投資株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	池澤 憲一	—	—	—
	古田 善香	古田善香税理士事務所	所長	当社と古田善香税理士事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主要な活動状況および社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	主要な活動状況および社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	糸井 重里	取締役会において、企業経営、コピーライター、エッセイストなどの多彩な活動実績や豊富な経験、独自の発想から当社のクリエイティブおよび経営指標に対して積極的に発言を行っております。当社の経営ならびにビジネスに対して適切にコーチングおよび監督する重要な役割を果たしております。
	白井 勝也	取締役会において、企業経営の豊富な経験に加え、コンテンツビジネスにおける長い経験と知見、ネットワークから、当社が成長戦略の柱に据える「コンテンツ&デジタル」事業に対して、独立的な立場かつ多角的視点から積極的に発言を行っております。当社の経営ならびにビジネスに対して適切にコーチングおよび監督する重要な役割を果たしております。
	小森 哲郎	取締役会において、多種多様な企業経営経験を基に卓越した識見と豊富な経験に基づく高度な知識と専門性から、当社の経営指標に対して独立的な立場かつ多角的視点から積極的に発言を行っております。当社の経営ならびにビジネスに対して適切にコーチングおよび監督する重要な役割を果たしております。
	前田 圭一	取締役会において、企業経営の経験に加え、プロモーションやデジタル領域に精通し、卓越した識見と豊富な経験に基づく高度な知識と専門性から、当社が成長戦略の柱に据える「コンテンツ&デジタル」事業に対して、独立的な立場かつ専門的な視点から、積極的に発言を行っております。当社の経営ならびにビジネスに対して適切にコーチングおよび監督する重要な役割を果たしております。
	金 高恩	取締役会において、デジタル事業における多様な経験、実績、価値観から、当社が成長戦略の柱に据える「コンテンツ&デジタル」事業に対して、独立的な立場かつ多角的視点から、積極的に発言を行っております。当社の経営ならびにビジネスに対して適切にコーチングおよび監督する重要な役割を果たしております。
社外監査役	池澤 憲一	取締役会において、グループ内部統制のベテランとして、経理・財務の知識や見識に基づき、積極的に発言を行っております。独立的な立場から業務監査および会計監査の遂行、当社の経営に対し助言する重要な役割を果たしております。
	古田 善香	取締役会において、国税業務を担当してきた深い経験に基づく専門的見地からの発言を行っております。独立的な立場から業務監査および会計監査の遂行、当社の経営に対し助言する重要な役割を果たしております。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 当社の会計監査人の名称

三優監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	61百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由  
 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社および当社の子会社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## 5 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務ならびに当社および子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制を整備することについて、取締役会で次のとおり決議しております。

#### ① 業務運営の基本方針

当社は、企業理念である「すべての人に最高の余暇を」のもと、継続的な企業価値の向上を実現させるべく、経営の仕組みや組織体制の構築、社内業務全般にわたる諸規程の整備により、明確な権限と責任をもって業務を遂行する。

#### ② 当社グループの取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社グループの取締役および従業員は、当社グループの「企業行動規範」に基づき、適法かつ公正な事業活動に努める。
- b. 当社は、当社グループの取締役および従業員の職務の執行が法令等に適合することを徹底するため、コンプライアンス担当取締役を任命するとともに、コンプライアンスに関連する諸規程および内部通報制度を整備、運用し、取締役および従業員のコンプライアンスに関する意識向上を図るための教育研修を実施する。
- c. 業務執行部門から独立した当社の内部監査部門である監査室が、当社グループ全体のコンプライアンスの運用状況について内部監査を実施し、定期的にその結果を当社の社長および監査役会ならびに当社グループ各社社長に報告する。

#### ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a. 取締役の職務に係る取締役会議事録、稟議書等の重要文書その他の情報につき、文書管理規程等に基づき保存および管理を行う。
- b. 取締役および監査役は、いつでも前項の文書を閲覧できるものとする。

#### ④ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社グループのリスク管理体制を確保するため、リスク管理担当取締役を任命するとともに、リスク管理規程等を制定し、市場、投資、災害等のリスク状況の監視および全社的対応を行う。
- b. 当社グループの各部門所管業務に付随するリスク管理は、担当各部門が行う。また、当社グループ各社は、職務権限・決裁に関する規程を整備、運用し、自ら業務執行に係るリスクの適切な管理に努める。
- c. 取締役および従業員のリスク管理に関する意識向上を図るため、教育研修を実施する。
- d. 監査室は、当社グループの各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。是正または改善の必要があるときには社長および監査役会ならびに当社グループ各社社長に報告し、主管部署または監査を受けた部署は、速やかにその対策を講ずる。

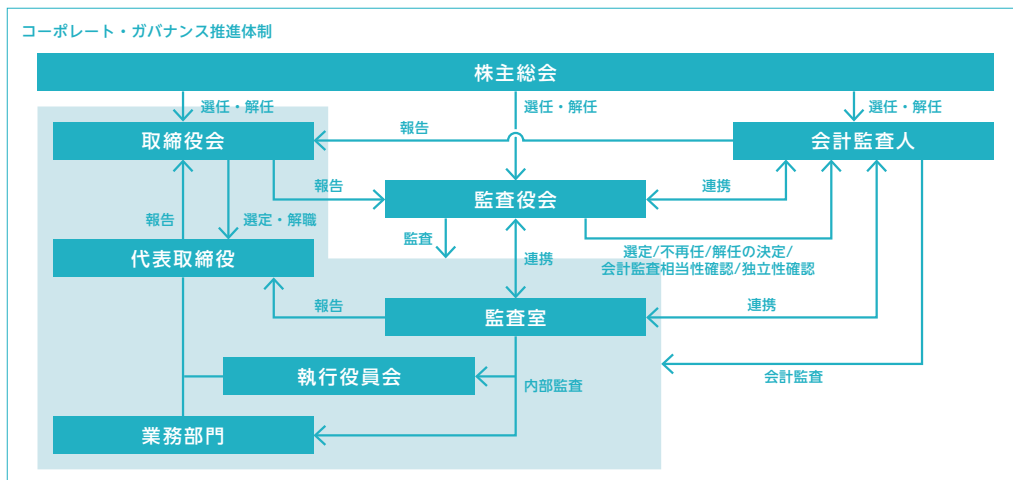
#### ⑤ 当社グループの取締役および従業員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時にこれを開催することでスピーディーかつ効率的な経営判断を行う。
- b. 当社は、執行役員制度の採用により、業務執行における意思決定の迅速化を図る。
- c. 当社は、業務分掌規程、職務権限規程に基づき当社グループにおける責任と権限を明確にし、当社グループ全体の業務執行の効率化を図る。

- d.当社グループ各社は、当社グループの経営方針に基づき、当社との間で方針と施策につき綿密な協議を行い、互いに合意した経営計画に沿った企業経営を行う。また、当社グループ各社の日常の業務執行については、関係諸規程に則し、規律と効率に留意するとともに、組織間の連携を実現する。
- e.当社グループでは、中期経営計画およびこれに基づく年度経営計画のもと、取締役および従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向けた効率的な業務執行を行う。
- ⑥当社グループにおける職務の執行に係る事項の報告その他業務の適正を確保するための体制
- a.当社は、グループ会社管理規程を定め、当社グループ各社に対し、営業成績、財務状況その他の経営上重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけるとともに、コンプライアンスやリスクマネジメント等の定性的な課題の把握に努める。
- b.子会社・関連会社に対しては、日常の意思疎通、役員派遣、議決権行使などを通じて、業務の適正を確保することを図る。
- c.グループ間取引においては、法令・会計その他社会規範に則った適正な取引を行うための体制を整備、運用する。
- d.監査室は、当社および当社グループ会社の業務の状況について内部監査を実施し、その結果を当社の社長および監査役会ならびに当社グループ各社社長に報告する。
- e.当社に当社グループ各社の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社とグループ会社との間の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。
- ⑦当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および当社監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a.当社は、監査役が補佐する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置する。なお、当該従業員が他部署を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。
- b.当該従業員の人事評価、配属、処遇、人事異動、懲戒処分等については事前に監査役と協議し、それらの事項を決定する。
- ⑧当社監査役への報告に関する体制
- a.当社グループの役員および従業員は、重大な法令違反や当社グループに損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を発見した場合は、適時、適切な方法により監査役に報告する。これらの者から報告を受けた者も、遅滞なく監査役に報告する。
- b.監査役は、必要がある場合には、いつでも当社グループの役員および従業員に対して重要事項の報告を求めることができる。
- c.監査役は、当社グループ各社の取締役会への出席のほか、執行役員会その他の業務執行上重要な会議に出席することができる。また、当該会議体の議事録等の関連資料を閲覧し、その説明を求めることができる。
- d.当社グループは、内部通報制度を設置し、当社のコンプライアンス担当取締役が当社グループ全体のコンプライアンス等に関する情報を一元管理するとともに、かかわる情報を定期的に監査役に報告する。
- ⑨当社監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。



- ⑩当社監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項  
 監査役の職務の遂行によって生ずる費用および債務については、当該費用等が当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、基本的に制限することなく円滑に処理する。
- ⑪その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、いつでも当社グループの役員および従業員に対し個別ヒアリングの機会を求めることができるとともに、当社の社長、監査室および会計監査人との間で定期的に意見交換会を開催する。
  - 当社グループ各社の監査役は、四半期に1回、グループ監査役会を開催し、情報の共有、意見交換等を行う。
  - 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他外部専門家に相談することができ、その費用は当社が負担する。
- ⑫反社会的勢力の排除に向けた体制
- 当社グループは、反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断することを基本方針とし、経営活動への関与を拒絶し、健全な会社経営を行う。また、反社会的勢力・団体によるいかなる接触に対しても組織として毅然とした対応をする。
  - 期せずして反社会的勢力と関係を有することが判明した場合でも、反社会的勢力排除条項を契約書等に定めることにより、速やかに関係を遮断するための体制を整える。
  - 当社グループ各社の役員および従業員に対し、反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断するべく、周知徹底を行う。
  - 不当要求の対応等に関する対応部署を定め、管轄警察署等関係諸機関とも連携し、情報の収集・管理に努めるとともに、不当要求に対しては毅然とした態度で臨む。





## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ①取締役の職務の執行

当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時にこれを開催することでスピーディーかつ効率的な経営判断を行うとともに、独立社外取締役が、独立かつ客観的な立場から意見を行うことで、実効性の高い経営の監督体制を確保しております。

### ②内部監査体制に対する取り組み

内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社グループ全体の内部統制システムの運用状況について内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長および監査役会ならびに当社グループ会社社長に報告しております。

また、内部監査部門は、内部監査の結果を適時、監査役会に共有し、連携体制を確保しております。毎月開催される監査役会では、監査役による取締役および重要な従業員から個別ヒアリングの機会を設けており、内部監査部門も同席しております。さらに監査役会と会計監査人は定期的に意見交換会を開催し、十分な連携の確保に努めております。

### ③監査役の職務の執行

当社の監査役会は、監査役3名（うち、社外監査役2名）で構成されており、うち、常勤監査役1名を含む2名を独立役員に指定しております。

常勤監査役は、日常の監査等において収集した情報を適切に監査役会に報告し、情報の共有を行っております。非常勤監査役は、それぞれの専門分野や見識に基づき、多角的な視点において職務を遂行しております。

また、常勤監査役は、取締役会以外の場においても社外取締役と意見交換を行っており、社外取締役の独立性を損なうことなく情報収集に努めております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上を経営の重要課題と位置づけ、利益に応じた適正な配当を行うことを基本方針としております。

一方、市場環境の急激な変化に伴い、中長期的な視点で財務基盤の安定化を図り、収益拡大に向けた投資資金の確保を優先することが、将来的な企業価値向上も含めた最大の株主還元につながると判断しております。

---

本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切捨てて表示し、百分率については小数点以下第3位を四捨五入しております。



# 連結計算書類等

- 連結貸借対照表
- 連結損益計算書
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	第35期 2023年3月31日現在	(ご参考) 第34期 2022年3月31日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>58,868</b>	<b>56,698</b>
現金及び預金	36,597	32,404
受取手形	1,733	881
売掛金	8,878	11,334
契約資産	324	474
電子記録債権	1,957	708
商品及び製品	339	388
仕掛品	1,902	2,874
原材料及び貯蔵品	1,997	1,831
商品化権	1,734	3,207
その他	3,441	2,615
貸倒引当金	△37	△23
<b>固定資産</b>	<b>22,024</b>	<b>13,303</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,295</b>	<b>4,538</b>
建物及び構築物	2,091	1,872
機械装置及び運搬具	22	20
工具、器具及び備品	457	489
土地	1,929	1,922
建設仮勘定	793	233
<b>無形固定資産</b>	<b>2,888</b>	<b>2,482</b>
のれん	1,677	1,623
その他	1,210	859
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,841</b>	<b>6,282</b>
投資有価証券	7,959	1,429
長期貸付金	681	215
繰延税金資産	962	529
敷金及び保証金	2,247	2,226
その他	2,197	2,210
貸倒引当金	△207	△328
<b>資産合計</b>	<b>80,893</b>	<b>70,001</b>

## POINT1 資産の部

資産の部は、前連結会計年度から10,891百万円増加し、80,893百万円となりました。これは主に、現金及び預金の増加により流動資産が2,170百万円増加、投資有価証券の増加により、投資その他の資産が7,558百万円増加したためです。

## POINT2 負債の部

負債の部は、前連結会計年度から626百万円増加し、39,075百万円となりました。これは主に、短期借入金の増加により流動負債が2,625百万円増加、長期借入金の減少により固定負債が1,999百万円減少したためです。

科 目	金 額	
	第35期 2023年3月31日現在	(ご参考) 第34期 2022年3月31日現在
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>30,489</b>	<b>27,864</b>
支払手形及び買掛金	12,402	13,128
短期借入金	6,549	1,202
1年内返済予定の長期借入金	2,794	5,030
未払法人税等	1,358	608
契約負債	1,029	1,464
賞与引当金	273	291
役員賞与引当金	159	46
その他	5,923	6,092
<b>固定負債</b>	<b>8,585</b>	<b>10,584</b>
長期借入金	3,994	6,530
退職給付に係る負債	862	809
資産除去債務	1,213	800
その他	2,515	2,444
<b>負債合計</b>	<b>39,075</b>	<b>38,449</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>37,912</b>	<b>30,349</b>
資本金	7,948	7,948
資本剰余金	7,390	7,576
利益剰余金	24,217	16,771
自己株式	△1,644	△1,946
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,208</b>	<b>23</b>
その他有価証券評価差額金	1,194	18
為替換算調整勘定	1	1
退職給付に係る調整累計額	12	3
<b>新株予約権</b>	<b>45</b>	<b>28</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>2,651</b>	<b>1,150</b>
<b>純資産合計</b>	<b>41,817</b>	<b>31,551</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>80,893</b>	<b>70,001</b>

## POINT3 純資産の部

純資産の部は、前連結会計年度から10,265百万円増加し、41,817百万円となりました。これは主に、利益剰余金の増加によるものです。

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	第35期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(ご参考) 第34期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高	117,125	94,900
売上原価	91,799	79,116
売上総利益	25,326	15,784
販売費及び一般管理費	14,376	12,339
営業利益	10,950	3,444
営業外収益	385	365
受取利息	4	2
受取配当金	5	1
仕入割引	129	157
持分法による投資利益	90	59
出資分配金	21	33
その他	133	110
営業外費用	116	176
支払利息	79	77
資金調達費用	4	67
関係会社貸倒引当金繰入額	6	17
その他	27	13
経常利益	11,218	3,634
特別利益	1	541
関係会社株式売却益	—	304
固定資産売却益	1	2
投資有価証券売却益	—	231
その他	0	2
特別損失	91	234
関係会社株式売却損	38	—
固定資産除却損	46	56
会員権売却損	7	—
訴訟関連損失	—	24
新型コロナウイルス感染症による損失	—	46
事業整理損	—	105
その他	0	3
税金等調整前当期純利益	11,127	3,941
法人税等	1,103	803
法人税、住民税及び事業税	1,963	698
法人税等調整額	△859	104
当期純利益	10,024	3,137
非支配株主に帰属する当期純利益	1,802	666
親会社株主に帰属する当期純利益	8,221	2,471

## 連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年4月1日残高	7,948	7,576	16,771	△1,946	30,349
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△646	—	△646
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	8,221	—	8,221
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
自己株式の処分	—	—	△128	302	173
連結子会社株式の取得に よる持分の増減	—	△191	—	—	△191
連結子会社持分の変動	—	5	—	—	5
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額 (純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△185	7,446	301	7,562
2023年3月31日残高	7,948	7,390	24,217	△1,644	37,912

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
2022年4月1日残高	18	1	3	23	28	1,150	31,551
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△646
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	—	8,221
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△0
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	173
連結子会社株式の取得に よる持分の増減	—	—	—	—	—	—	△191
連結子会社持分の変動	—	—	—	—	—	—	5
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額 (純額)	1,175	△0	8	1,184	17	1,500	2,702
当期変動額合計	1,175	△0	8	1,184	17	1,500	10,265
2023年3月31日残高	1,194	1	12	1,208	45	2,651	41,817

## 連結注記表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 …………… 19社  
 連結子会社の名称 …………… 株式会社円谷プロダクション  
 株式会社デジタル・フロンティア  
 集拓聖域股份有限公司  
 株式会社GEMBA  
 フィールズ株式会社  
 株式会社BOOOM  
 株式会社マイクロキャビン  
 株式会社セプテック  
 株式会社クロスアルファ  
 株式会社スパイキー  
 新日テクノロジー株式会社  
 株式会社エフ  
 株式会社七匠  
 株式会社フューチャースコープ  
 フィールズジュニア株式会社  
 株式会社ルーセント  
 ぱちんこパチスロ情報ステーション株式会社  
 トータル・ワークアウトプレミアムマネジメント株式会社  
 他1社

当連結会計年度において、会社分割（新設分割）等によりフィールズ株式会社他2社を連結の範囲に含めています。なお、フィールズ株式会社は当社の特定完全子会社に該当しています。

- (2) 主要な非連結子会社の名称 …………… 株式会社東京プレミアムダイニング  
 メタフィールド株式会社  
 株式会社エイブ  
 他6社

当連結会計年度において、プロフェッショナル・マネジメント株式会社は、メタフィールド株式会社に商号変更しています。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社数 …………… 2社  
 持分法を適用した関連会社の名称 …… 株式会社総合メディア  
 株式会社エスピーオー

当連結会計年度において、持分法適用関連会社であった株式会社角川春樹事務所は、全ての株式を売却したため、持分法適用の範囲から除外しています。

- (2) 持分法を適用しない非連結  
 子会社および関連会社の名称 …………… 株式会社東京プレミアムダイニング  
 メタフィールド株式会社  
 株式会社グラマラス  
 株式会社エイプ  
 ジー・アンド・イー株式会社  
 バーチャル・ライン・スタジオ株式会社  
 他6社

当連結会計年度において、プロフェッショナル・マネジメント株式会社は、メタフィールド株式会社に商号変更しています。

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

- (3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の仮決算に基づく計算書類を使用しています。



3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの	時価法
	(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。

1 商品及び製品

当社

中古遊技機	個別法
その他	移動平均法

連結子会社

中古遊技機	個別法
その他	総平均法

2 仕掛品

当社および連結子会社 …… 個別法

3 原材料

当社	移動平均法
連結子会社	総平均法

4 貯蔵品

当社および連結子会社 …… 最終仕入原価法

5 商品化権

当社および連結子会社 …… 個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …… 当社および国内連結子会社は定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備および構築物については、定額法を採用しています。

主な耐用年数は次の通りです。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	7～15年
工具、器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産 …………… 定額法  
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間  
 (10年以内) に基づく定額法を採用しています。

③ 長期前払費用 …………… 定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績  
 率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を  
 勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金 …………… 当社および一部の連結子会社においては、従業員に対して支給する賞与  
 の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額  
 を計上しています。

③ 役員賞与引当金 …………… 当社および一部の連結子会社においては、役員に対して支給する賞与の  
 支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連  
 結会計年度に見合う分を計上しています。

## (4) 重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の収益認識としては、一時点で移転される財およびサービスと一定の期間にわたり移転される財およびサービスがあります。一時点で移転される財およびサービスについては、主として遊技機の販売に係る収益があり、遊技場に遊技機を出荷した時点で収益を認識しています。一定の期間にわたり移転される財およびサービスについては、主として受託契約に係る収益があり、合理的な進捗度の見積りができる受託契約については、インプット法に基づき収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

- ① 遊技機の販売に係る収益 … 当社および一部の連結子会社と顧客との契約から生じる収益は、主に遊技場に対して遊技機を販売することによるものです。遊技場との売買契約書上、遊技機を遊技場に出荷した時点にて危険負担が遊技場に移転するため、当社および一部の連結子会社の履行義務である遊技場に対する遊技機の引渡は、その時点にて完了すると判断しています。当社および一部の連結子会社が総発売元となる取引、すなわち遊技機メーカーが製造した遊技機を当社および一部の連結子会社が独占的に販売する取引については、当社および一部の連結子会社が当該遊技機を自ら提供することが履行義務であり、本人であると判断したため、顧客である遊技場に遊技機を出荷した時点にて、当社および一部の連結子会社が遊技場に販売した遊技機代金を収益として認識しています。当社および一部の連結子会社が総発売元とならない取引、すなわち遊技機メーカーが製造した遊技機の一部を当社および一部の連結子会社が遊技機メーカーに代わって販売する取引については、当社および一部の連結子会社は当該遊技機が遊技機メーカーから提供されるよう手配することが履行義務であり、代理人であると判断したため、遊技場に遊技機を出荷した時点にて、顧客である遊技機メーカーから受け取る代行手数料の金額を収益として認識しています。

- ② 商品化権使用許諾契約 …… 当社および一部の連結子会社が取得・保有する商品化権の使用許諾契約に係る収益は、当社および一部の連結子会社が総発売元となる遊技機の商品化権については、買戻し契約に該当する遊技機メーカーへの有償支給取引と判断したため、該当する遊技機の販売時に有償支給分を仕入価格から控除することとしています。
- (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 控除対象外消費税等 …… 資産に係る控除対象外消費税および地方消費税は、当連結会計年度の費用の会計処理として処理しています。
- ② のれんの償却方法 …… のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、10年および償却期間以内の合理的な年数で均等償却しています。
- ③ 退職給付に係る負債の計上基準 …… 当社および一部の連結子会社においては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上していません。一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法をういた簡便法を適用しています。

## II. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

### Ⅲ.会計上の見積りに関する注記

#### 1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 1,677百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①金額の算出方法

減損損失を認識するかどうかの判定と減損損失の測定に行われる資産のグルーピングは、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行っており、のれんは、のれんが帰属する事業に関連する複数の資産または資産グループにのれんを加えたより大きな単位（資金生成単位）でグルーピングされています。のれんは、毎期償却されますが、減損の兆候があると認められた場合、減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定された場合は、金額を測定し当該金額を控除した額を連結計算書類に計上しています。

##### ②重要な会計上の見積りに用いた仮定

減損損失の認識は、のれんを含む資金生成単位における回収可能価額に基づき評価しています。のれんは主に遊技機開発および製造を行う連結子会社に関するものであり、当該回収可能価額は事業計画に基づく将来キャッシュ・フローに基づき算定されています。

当連結会計年度において、持株会社体制への移行、遊技機販売および製造を行う連結子会社の企業再編に伴い、資金生成単位の見直しを行っています。

##### ③重要な会計上の見積りが翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

事業計画は、消費者の嗜好、遊技機業界環境、原材料調達状況等に影響を受ける可能性があり、設定した仮定に変化がある場合にはのれんの減損が発生し、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

#### 2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 962百万円

（繰延税金負債との相殺前の金額 1,600百万円）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①金額の算出方法

当社グループは、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しています。その回収可能性については、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りに基づき判断しています。

## ②重要な会計上の見積りに用いた仮定

繰延税金資産の計上額は、当社における翌事業年度の事業計画を基に課税所得を見積り、将来の回収スケジュールの結果により算定されています。

当社の事業計画は、グループ子会社の事業計画に基づき、各子会社に対する経営・企画等の指導（経営管理）に対する営業収益の見積りが含まれています。当該見積りには、当該営業収益の收受方針、收受方法・範囲について設定した仮定が含まれています。

また、PS事業子会社の事業計画において最も重要なものは遊技機の販売計画（販売数量および販売価格）であり、当該計画には過去の販売実績や利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく見積りが含まれています。

## ③重要な会計上の見積りが翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社の事業計画は、営業収益の見積り方針の変化等により、また、PS事業子会社の事業計画は、消費者の嗜好、遊技機業界環境、原材料調達状況等により影響を受ける可能性があります。グループ各社の事業計画は、設定した仮定に変化がある場合には、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼし、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

## IV.会計上の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度において、不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上している資産除去債務について、直近の原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っています。見積りの変更による増加額412百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しています。

なお、当該見積りの変更は当連結会計年度末に行われたため、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

## V.連結貸借対照表に関する注記

## 1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	3,387百万円
機械装置及び運搬具	73百万円
工具、器具及び備品	3,245百万円
合 計	6,706百万円

## 2. 担保資産および担保付債務

## (1) 一部の連結会社の担保に供している資産および担保付債務

建物	611百万円
土地	1,674百万円
合 計	2,286百万円

(注) 上記金額は一部の連結会社と金融機関との間で締結した融資契約に基づき、根抵当権を設定したものです。

短期借入金	349百万円
1年内返済予定の長期借入金	472百万円
長期借入金	1,887百万円
合 計	2,708百万円

## (2) 連結会社以外の会社の借入金の担保に供している資産

定期預金	100百万円
合 計	100百万円

## 3. 偶発債務

一部の連結会社は遊技機メーカーから遊技場への遊技機販売を代行する際に、その遊技機代金について保証を行っています。

株式会社ガイア	85百万円
株式会社日光商事	36百万円
株式会社ライブガーデン	35百万円
株式会社パラッツォ吉祥寺イースト	26百万円
京楽観光株式会社	25百万円
株式会社日光エンターテイメント	22百万円
株式会社大松	21百万円
株式会社ロイヤル	19百万円
朝日商事株式会社	19百万円
株式会社パラッツォ東京プラザ	16百万円
その他	297百万円
合 計	607百万円

## VI. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 117,125百万円

## Ⅶ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 69,400,000株  
 (注) 当社は、2023年3月22日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。そのため、同日付で発行済株式総数は34,700,000株から69,400,000株となりました。

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月22日 定時株主総会	普通株式	646百万円	20円	2022年3月31日	2022年6月23日

(注) 2023年3月22日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。2022年3月31日を基準日とする配当については、当該株式分割前の株式数を基準としております。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,961百万円	利益剰余金	30円	2023年3月31日	2023年6月22日

### 3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての第1回新株予約権	-	-	-	-	-	2
	ストック・オプションとしての第2回新株予約権	-	-	-	-	-	43
合計			-	-	-	-	45



## Ⅷ.金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは一時的な余資は安全性の高い金融資産を中心に運用する方針です。

短期的な運転資金は銀行借入により調達し、中長期的な資金調達に関しては、資金使途および市場環境に照らし適切に判断していく方針です。

また、デリバティブ取引については、投機的な取引は行っていません。

#### (2) 金融商品の内容およびリスク

受取手形、売掛金および電子記録債権は通常の営業活動に伴い生じた営業債権であり、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券は主に純投資目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。貸付金は主に関連会社等に対する貸付であり、貸付先の信用リスクに晒されています。敷金及び保証金は、主に事務所の賃貸借契約による差入保証金であり、賃貸人の信用リスクに晒されています。

支払手形及び買掛金は通常の営業活動に伴い生じた営業債務であり、全て1年以内に支払期日が到来します。借入金は主に運転資金として必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部の借入金は金利変動リスクに晒されています。未払法人税等は法人税、住民税および事業税に係る債務であり、全て1年以内に納付期日が到来します。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形、売掛金および電子記録債権については、債権管理規程に従い各事業部門で取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めています。貸付金は管理本部において貸付先の財務状況を把握することで財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めています。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、資金運用管理規程に従い、管理本部において定期的に時価や発行会社の財政状態等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。借入金の金利変動リスクについては、管理本部において随時市場金利の動向を監視しています。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新し流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	6,836	6,836	—
(2) 長期貸付金	681		
貸倒引当金 (※3)	△159		
	522	522	0
(3) 敷金及び保証金	2,247	2,214	△33
資産計	9,607	9,573	△33
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	6,788	6,789	0
負債計	6,788	6,789	0

(※1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	353
子会社株式	90
関連会社株式	679
合計	1,122

(※3) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

## (注1) 金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	36,597	—	—	—
受取手形	1,733	—	—	—
売掛金	8,878	—	—	—
電子記録債権	1,957	—	—	—
長期貸付金(※1)	—	522	—	—
合計	49,166	522	—	—

(※1) 長期貸付金のうち、償還予定額が見込めない159百万円は含めていません。

(※2) 敷金及び保証金は、返還期日が確定しているものではないため、上記金額に含めていません。

## (注2) 長期借入金およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	6,549	—	—	—	—	—
長期借入金	2,794	1,662	203	1,743	118	265
合計	9,343	1,662	203	1,743	118	265

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	6,827	—	—	6,827
資産計	6,827	—	—	6,827

(注) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託については含めていません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は9百万円です。

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	522	—	522
敷金及び保証金	—	2,214	—	2,214
資産計	—	2,736	—	2,736
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	6,789	—	6,789
負債計	—	6,789	—	6,789

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

## 長期貸付金

長期貸付金の時価は、将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

## 敷金及び保証金

これらの時価については、返還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

## 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

## IX. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況および時価に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しています。

## X. 収益認識に関する注記

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	コンテンツ&デジタル事業	PS事業	計		
一時点で移転される財およびサービス	10,437	99,603	110,041	2,290	112,332
一定の期間にわたり移転される財およびサービス	3,591	1,202	4,793	—	4,793
顧客との契約から生じる収益	14,029	100,805	114,835	2,290	117,125
外部顧客への売上高	14,029	100,805	114,835	2,290	117,125

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

## (1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	12,924	12,568
契約資産	474	324
契約負債	1,464	1,029

契約資産は遊技機の企画・開発および映像作品の企画・制作において、期末日時点で進捗している制作物に係る対価への権利に関するものです。契約資産は、制作物の納品が完了し対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられ、当該対価は各契約条件に従い、請求・受領しています。

契約負債は主に遊技機の企画・開発および映像作品の企画・制作において、顧客から受け取った前受金に関するものです。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は1,268百万円です。

また、契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により

生じたものです。契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものです。

過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていません。

未充足（または部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において、57百万円であります。

当該履行義務は、期末日後1年以内に約25%、残り約75%がその後2年以内に収益として認識されると見込んでいます。

#### XI.1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	598円18銭
2. 1株当たり当期純利益	126円70銭

(注) 当社は、2023年3月22日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり情報を算定しています。

#### XII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## XⅢ.その他の注記

## 1. 当座貸越契約、シンジケート型タームローン契約について

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約、シンジケート型タームローン契約を締結しています。これらの契約に基づく当連結会計年度末日の借入金未実行残高は次の通りです。

当座貸越限度額およびタームローンの総額	16,200百万円
借入実行残高	9,004百万円
差引額	7,195百万円

上記のシンジケート型タームローン契約について、以下の財務制限条項が付されています（契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しています）。

- ① 各連結会計年度末日における連結貸借対照表および単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2021年3月期末日の金額のいずれか大きいほうの75%以上に維持すること。
- ② 2022年3月期末日およびそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書および単体の損益計算書上の経常損失を2期連続して計上しないこと。

## 2. 企業結合等関係

## 共通支配下の取引等

## 新設分割による持株会社体制への移行

当社は、2022年5月18日開催の取締役会および2022年6月22日開催の第34回定時株主総会の決議に基づき、2022年10月3日を効力発生日とする新設分割方式による会社分割を実施し、これに伴い同日付で商号を「円谷フィールズホールディングス株式会社」に変更いたしました。

## (1) 取引の概要

- ① 対象となった事業の名称およびその事業の内容  
事業の名称および内容：遊技機の企画開発および販売事業（付帯する事業を含む）
- ② 企業結合日  
2022年10月3日

③ 企業結合の法定形式

当社を分割会社とし、新設する「フィールズ株式会社」を承継会社とする新設分割

④ 結合後企業の名称

フィールズ株式会社（当社の特定完全子会社）

⑤ その他取引の概要に関する事項

『すべての人に最高の余暇を』を企業理念として出発した当社グループは、その理念の実現に向け、2022年10月、当社グループ各社を持株会社である円谷フィールズホールディングス株式会社の下に統合し、新体制へ移行いたしました。

今後IPの価値が一層高まる事業環境の訪れが想定されるなか、持株会社体制下では、従来のIP（知的財産）を基軸とする単一セグメントを発展的に見直し、成長力のダイナミックな推進を担うコンテンツ&デジタル事業セグメントと、収益力を担うPS事業セグメントの2つを中核とする事業構造といたしました。

また、持株会社体制となることにより、グループとして柔軟で機動的な意思決定・経営戦略の実行が可能となりました。持株会社は、主に以下の役割を担ってまいります。

I. 戦略的な投資、事業提携

グローバルに通用するIPの創造・育成や、デジタルビジネスなどへの事業投資を戦略的に進めてまいります。また相乗効果を望める企業等との、事業提携や資本提携の推進を、持株会社が担ってまいります。

II. グループ企業価値の最大化

持株会社では、積極的かつ革新的な経営戦略を立案・推進し、その戦略のもと各事業会社を支援しグループシナジーの創出・拡大を促します。これらを通じてグループ企業価値の最大化を図ってまいります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。



## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	第35期 2023年3月31日現在	(ご参考) 第34期 2022年3月31日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>22,766</b>	<b>46,979</b>
現金及び預金	20,241	29,073
受取手形	—	875
売掛金	—	10,168
営業未収入金	1,964	—
電子記録債権	—	708
商品及び製品	—	332
原材料及び貯蔵品	0	61
商品化権	—	3,427
短期貸付金	—	0
前渡金	—	1,214
前払費用	210	328
その他	349	790
貸倒引当金	—	△2
<b>固定資産</b>	<b>32,951</b>	<b>16,894</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>415</b>	<b>889</b>
建物	376	764
構築物	—	1
車両運搬具	—	0
工具、器具及び備品	38	123
土地	0	0
<b>無形固定資産</b>	<b>295</b>	<b>681</b>
ソフトウェア	1	525
その他	293	155
<b>投資その他の資産</b>	<b>32,240</b>	<b>15,323</b>
投資有価証券	7,145	389
関係会社株式	22,269	5,389
出資金	—	5
関係会社長期貸付金	1,590	7,562
破産更生債権等	—	53
長期前払費用	0	44
繰延税金資産	534	—
敷金及び保証金	747	2,335
その他	100	212
貸倒引当金	△147	△669
<b>資産合計</b>	<b>55,717</b>	<b>63,874</b>

科 目	金 額	
	第35期 2023年3月31日現在	(ご参考) 第34期 2022年3月31日現在
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>17,775</b>	<b>26,759</b>
買掛金	—	11,892
短期借入金	6,000	1,000
関係会社短期借入金	8,045	4,043
1年内返済予定の長期借入金	2,234	4,900
未払金	546	786
未払費用	5	21
未払法人税等	525	406
未払消費税等	292	364
契約負債	—	49
預り金	12	34
前受収益	17	17
賞与引当金	29	125
役員賞与引当金	60	31
リース債務	2	3
その他	5	3,082
<b>固定負債</b>	<b>1,968</b>	<b>7,379</b>
長期借入金	1,465	3,699
リース債務	5	10
退職給付引当金	115	709
長期預り保証金	27	2,322
資産除去債務	355	636
繰延税金負債	—	0
<b>負債合計</b>	<b>19,744</b>	<b>34,138</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>34,750</b>	<b>29,707</b>
資本金	7,948	7,948
資本剰余金	7,994	7,994
資本準備金	7,994	7,994
<b>利益剰余金</b>	<b>20,451</b>	<b>15,710</b>
利益準備金	9	9
その他利益剰余金	20,441	15,701
別途積立金	20,000	20,000
繰越利益剰余金	441	△4,298
<b>自己株式</b>	<b>△1,644</b>	<b>△1,946</b>
評価・換算差額等	1,176	△0
その他有価証券評価差額金	1,176	△0
<b>新株予約権</b>	<b>45</b>	<b>28</b>
<b>純資産合計</b>	<b>35,973</b>	<b>29,735</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>55,717</b>	<b>63,874</b>

(注) 当社は2022年10月3日付で持株会社体制へ移行いたしました。このため第35期の数値は第34期と比較して大きく変動しています。

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	第35期 (2022年4月1日から2023年3月31日 まで)	(ご参考) 第34期 (2021年4月1日から2022年3月31日 まで)
売上高及び営業収益	41,193	83,604
売上高	35,194	83,604
営業収益	5,998	—
経営管理料	5,698	—
業務受託料	300	—
売上原価	30,122	73,261
売上総利益	11,070	10,342
販売費及び一般管理費並びに営業費用	5,963	9,031
販売費及び一般管理費	4,490	9,031
営業費用	1,473	—
営業利益	5,106	1,311
営業外収益	160	336
受取利息	66	93
受取配当金	3	0
仕入割引	58	157
出資分配金	10	33
その他	21	51
営業外費用	107	135
支払利息	95	82
関係会社貸倒引当金繰入額	6	17
資金調達費用	4	29
その他	2	5
経常利益	5,159	1,512
特別利益	0	534
関係会社株式売却益	—	302
固定資産売却益	0	—
投資有価証券売却益	—	231
特別損失	107	176
固定資産除却損	32	36
関係会社株式評価損	—	1
関係会社株式売却損	67	1
新型コロナウイルス感染症による損失	—	30
事業整理損	—	105
その他	7	1
税引前当期純利益	5,051	1,870
法人税等	△464	274
法人税、住民税及び事業税	589	291
法人税等調整額	△1,054	△17
当期純利益	5,515	1,595

(注) 当社は2022年10月3日付で持株会社体制へ移行いたしました。このため第35期の数値は第34期と比較して大きく変動しています。

## 株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益 剰余金	
2022年4月1日残高	7,948	7,994	7,994	9	20,000	△4,298	15,710
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△646	△646
当期純利益	-	-	-	-	-	5,515	5,515
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	△128	△128
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	4,740	4,740
2023年3月31日残高	7,948	7,994	7,994	9	20,000	441	20,451

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2022年4月1日残高	△1,946	29,707	△0	△0	28	29,735
当期変動額						
剰余金の配当	-	△646	-	-	-	△646
当期純利益	-	5,515	-	-	-	5,515
自己株式の取得	△0	△0	-	-	-	△0
自己株式の処分	302	173	-	-	-	173
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	1,177	1,177	17	1,194
当期変動額合計	301	5,042	1,177	1,177	17	6,237
2023年3月31日残高	△1,644	34,750	1,176	1,176	45	35,973

## 個別注記表

### I.重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券

子会社および関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …………… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。

商品

中古遊技機 …………… 個別法

その他 …………… 移動平均法

原材料 …………… 移動平均法

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

商品化権 …………… 個別法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産 …………… 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備および構築物については、定額法を採用しています。

主な耐用年数は次の通りです。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～20年

##### (2) 無形固定資産 …………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（10年以内）に基づく定額法を採用しています。

##### (3) 長期前払費用 …………… 定額法

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
- (2) 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。
- (3) 役員賞与引当金 …………… 役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しています。
- (4) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。  
 また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。  
 なお、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

### 4. 収益および費用の計上基準

当社の収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

- (1) 経営管理による収益 …………… 当社の子会社に対する経営・企画等の指導によるものであり、子会社との契約に基づいて契約期間にわたり経営指導を行う履行義務を負っています。  
 そのため、契約期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、契約期間にわたって収益を認識しています。
- (2) 業務受託による収益 …………… 当社の子会社に対する総務、法務、経理財務などのサービスの提供によるものであり、子会社との契約に基づいてサービスを契約期間にわたり提供する履行義務を負っています。そのため、契約期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、契約期間にわたって収益を認識しています。

- (3) 遊技機の販売に係る収益 …………… 当社と顧客との契約から生じる収益は、主に遊技場に対して遊技機を販売することによるものです。遊技場との売買契約書上、遊技機を遊技場に出荷した時点にて危険負担が遊技場に移転するため、当社の履行義務である遊技場に対する遊技機の引渡は、その時点にて完了すると判断しています。
- 当社が総発売元となる取引、すなわち遊技機メーカーが製造した遊技機を当社が独占的に販売する取引については、当社が当該遊技機を自ら提供することが履行義務であり、本人であると判断したため、顧客である遊技場に遊技機を出荷した時点にて、当社が遊技場に販売した遊技機代金を収益として認識しています。
- 当社が総発売元とならない取引、すなわち遊技機メーカーが製造した遊技機の一部を当社が遊技機メーカーに代わって販売する取引については、当社は当該遊技機が遊技機メーカーから提供されるよう手配することが履行義務であり、代理人であると判断したため、遊技場に遊技機を出荷した時点にて、顧客である遊技機メーカーから受け取る代行手数料の金額を収益として認識しています。
- (4) 商品化権使用許諾契約に係る収益 …………… 当社が取得・保有する商品化権の使用許諾契約に係る収益は、当社が総発売元となる遊技機の商品化権については、買戻し契約に該当する遊技機メーカーへの有償支給取引と判断したため、該当する遊技機の販売時に有償支給分を仕入価格から控除することとしています。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 控除対象外消費税等…………… 資産に係る控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用の会計処理として処理しています。

## II. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。なお、計算書類に与える影響はありません。

### Ⅲ.表示方法の変更に関する注記

(持株会社体制への移行に伴う表示区分の変更)

当社は、2022年10月3日付で新設分割により持株会社体制へ移行しました。そのため、移行日以降の関係会社に対する経営管理料等から生じる収益については「営業収益」として計上するとともに、それに対応する費用を「営業費用」として計上しています。

### Ⅳ.会計上の見積りに関する注記

#### 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	534百万円
(繰延税金負債との相殺前の金額)	1,114百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①金額の算出方法

当社は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しています。その回収可能性については、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りに基づき判断しています。

##### ②重要な会計上の見積りに用いた仮定

繰延税金資産の計上額は、当社における翌事業年度の事業計画を基に課税所得を見積り、将来の回収スケジュールの結果により算定されています。

当社の事業計画は、グループ子会社の事業計画に基づき、各子会社に対する経営・企画等の指導（経営管理）に対する営業収益の見積りが含まれています。当該見積りには、当該営業収益の収受方針、収受方法・範囲について設定した仮定が含まれています。

また、PS事業子会社の事業計画において最も重要なものは遊技機の販売計画（販売数量および販売価格）であり、当該計画には過去の販売実績や利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく見積りが含まれています。

##### ③重要な会計上の見積りが翌事業年度の計算書類に与える影響

当社の事業計画は、営業収益の見積方針の変化等により、また、PS事業子会社の事業計画は、消費者の嗜好、遊技機業界環境、原材料調達状況等により影響を受ける可能性があります。グループ各社の事業計画は、設定した仮定に変化がある場合には、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼし、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

**V. 会計上の見積りの変更に関する注記**

当事業年度において、不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上している資産除去債務について、直近の原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っています。見積りの変更による増加額117百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しています。

なお、当該見積りの変更は当事業年度末に行われたため、当事業年度の損益に与える影響はありません。

**VI. 貸借対照表に関する注記**

## 1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物	462百万円
工具、器具及び備品	238百万円
合 計	701百万円

## 2. 担保資産

他の会社の借入金の担保に供している資産

定期預金	100百万円
合 計	100百万円

## 3. 偶発債務

他の会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っています。

株式会社ルーセント	1,850百万円
合 計	1,850百万円

## 4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	2,215百万円
短期金銭債務	140百万円
長期金銭債務	7百万円

**VII. 損益計算書に関する注記**

関係会社との取引高

営業取引	(売上取引)	6,196百万円
	(仕入取引)	5,376百万円
	(その他)	277百万円
営業取引以外の取引		165百万円

**VIII. 株主資本等変動計算書に関する注記**

当事業年度末日における自己株式の数 4,001,382株



## IX. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因の内訳

## 繰延税金資産

退職給付引当金	35百万円
貸倒引当金	45百万円
賞与引当金	8百万円
投資有価証券評価損	26百万円
関係会社株式評価損	213百万円
譲渡損益調整資産	377百万円
会社分割に係る子会社株式	1,258百万円
減価償却損金算入限度超過額	6百万円
資産除去債務	108百万円
繰越欠損金	7,081百万円
その他	57百万円
繰延税金資産小計	9,221百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△6,023百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,083百万円
評価性引当額小計	△8,107百万円
繰延税金資産合計	1,114百万円
繰延税金負債	
資産除去費用	59百万円
その他有価証券評価差額金	520百万円
繰延税金負債合計	579百万円
繰延税金資産（負債）の純額	534百万円

## X. 関連当事者との取引に関する注記

## 1. 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社ルーセント	所有 間接 99.89%	1名	債務保証	—	—	債務保証 (注 1)	1,850
子会社	フィールズ株式会社	所有 直接 100%	6名	経営管理	経営管理料 (注 2)	4,557	営業未収入金	655
子会社	株式会社スパイキー	所有 間接 100%	—	資金の援助	資金の回収 (注 3)	1,569	関係会社 長期貸付金	24
子会社	株式会社クロスアルファ	所有 間接 100%	—	資金の援助 遊技機の仕入	資金の回収 (注 3)	582	関係会社 長期貸付金	676
					遊技機の仕入 (注 4)	4,994	買掛金	—
子会社	株式会社セプテック	所有 間接 100%	—	資金の援助	資金の回収 (注 3)	1,600	関係会社 長期貸付金	240
子会社	株式会社七匠	所有 間接 83.33%	—	資金の援助 資金の借入	資金の回収 (注 3)	2,010	関係会社 長期貸付金	—
					資金の借入 (注 3)	979	関係会社 短期借入金	1,315
子会社	株式会社円谷プロダクション	所有 直接 51%	3名	資金の借入	資金の借入 (注 3)	2,478	関係会社 短期借入金	4,914

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 債務保証については、保証料の支払いを受けていません。

2. 売上高を算定基準として、決定しています。

3. 資金の貸付・借入については、CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) 等による取引であり、取引金額は純額表示しています。なお、貸付金および借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。

4. 遊技機の仕入については、一般取引条件と同様に決定しています。

## 2. 役員および個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
役員	豊嶋 勇作	—	当社 取締役	関係会社 株式の取得 (注)	56	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 取引価格については、独立した第三者機関による株式価値算定の結果を勘案し、協議の上決定しています。

## X I .収益認識に関連する注記

収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「I .重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

## X II .1 株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 549円36銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 85円00銭  |

(注) 当社は、2023年3月22日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり情報を算定しています。

## X III .重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## XIV.その他の注記

当座貸越契約、シンジケート型タームローン契約について

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約、シンジケート型タームローン契約を締結しています。これらの契約に基づく当事業年度末日の借入金未実行残高は次のとおりです。

当座貸越限度額およびタームローンの総額	15,100百万円
借入実行残高	8,132百万円
差引額	6,967百万円

上記のシンジケート型タームローン契約について、以下の財務制限条項が付されています（契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しています）。

- ① 各事業年度末日における連結貸借対照表および単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2021年3月期末日の金額のいずれか大きいほうの75%以上に維持すること。
- ② 2022年3月期末日およびそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書および単体の損益計算書上の経常損失を2期連続して計上しないこと。



# 監査報告書

- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- 会計監査人の監査報告書
- 監査役会の監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

円谷フィールズホールディングス株式会社  
取締役会 御中

三優監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩 田 巨 人  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 増 田 涼 恵  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 中 西 耕 一 郎  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、円谷フィールズホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、円谷フィールズホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

円谷フィールズホールディングス株式会社  
取締役会 御中

## 三優監査法人

## 東京事務所

指定社員 公認会計士 岩田 亘人  
業務執行社員指定社員 公認会計士 増田 涼恵  
業務執行社員指定社員 公認会計士 中西 耕一郎  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、円谷フィールズホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等に従い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。  
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

円谷フィールズホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 池澤 憲一 ㊟

監査役 古田 善香 ㊟

監査役 栗原 正和 ㊟

(注)池澤憲一氏および古田善香氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図



### 開催日時

2023年6月21日(水曜日) 13時

※受付開始は、12時15分を予定しております。



スマートフォン・タブレット端末から左記QRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。



### 開催会場

セルリアンタワー東急ホテル  
B2F ボールルーム  
東京都渋谷区桜丘町26番1号



### 電話番号

03-3476-3000(代表)



### 交通のご案内

渋谷駅 (JR南改札/京王井の頭線西口改札) より  
徒歩5分 徒歩経路

- JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン ● 東急東横線
- 東急田園都市線 ● 京王井の頭線 ● 東京メトロ銀座線
- 東京メトロ半蔵門線 ● 東京メトロ副都心線



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。  
環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。